



目 次

(1) 徳島県との経済・雇用労働関係連絡会議を開催	1
(2) 徳島県最低賃金が決まりました	2
(3) 令和6年度「労働法実践セミナー」「人事・労務担当者基礎研修」を終了	5
(4) 令和6年度受託事業実施状況について	6
(5) 一般社団法人徳島県トラック協会からの要請	8
(6) 株式会社マルハ物産が「健康づくり推進活動功労者知事表彰」	9
(7) お仕事マッチングサイト「あわのわーく」運用登録について	10
(8) 徳島県奨学金返還支援制度「助成候補者」募集について	12
(9) 第48回会員親睦ゴルフコンペを開催	13
(10) 令和6年夏季賞与妥結状況	14
(11) 労働情報 雇用失業情勢	15
(12) 労働法の基礎Q&A	16
(13) 会員名簿の訂正、業務日誌、行事予定	20
(14) 転出・就任挨拶	21
(15) 公益財団法人 産業雇用安定センターのご案内	22
(16) 会員拡大についてお願い、会報への広告掲載を募集	

徳島県との経済・雇用労働関係連絡会議を開催

8月8日(木)、当協会の正副会長会は、徳島県と「経済・雇用労働関係連絡会議」を開催しました。連絡会議は、徳島県の進める経済施策と労働行政について意見交換を行い、徳島県の経済発展に繋げることを目的に開催しております。

林会長の冒頭挨拶の後、脇田専務理事から徳島県経営者協会について説明があり、県からは、勝川生活環境部長より「令和6年度 経済・労働・観光関係主要施策の概要」について説明がありました。

(令和6年度主要施策)

- I. 地域経済を牽引する企業の成長と新産業の創生
- II. 労働力・後継者不足対策の推進
- III. 観光立県の推進～徳島観光復活ビッグバン～

その後、主要事業や、中小企業等への支援策、観光客数増加の施策、今年の最低賃金の改定などについて忌憚のない意見交換を行いました。

●徳島県出席者

(敬称略)

役 職	氏 名
生活環境部長	勝 川 雅 史
経済産業部 大学・産業創生統括監 兼 副部長	尾 崎 浩 二
経済産業部 経済産業政策課 商務流通室長	高 尾 一 仁
経済産業部 企業支援課長	鳥 海 祐 司
経済産業部 産業創生・大学連携課長	岡 崎 仁 美
経済産業部 産業人材課長	内 海 三 枝 子
観光スポーツ文化部 観光政策課長	喜 羽 宏 明
生活環境部 労働雇用政策課 副課長	日 野 貴 美 子



徳島県最低賃金が決まりました

最低賃金は企業が労働者に最低限支払わなければならない賃金で、厚生労働省は今年度、最低賃金を全国平均で50円引き上げるという目安を示しました。

これを受けて労使の代表などをつくる徳島地方最低賃金審議会が、8月以降、県内の最低賃金について議論を重ねました。

8月29日、徳島県で11月から適用する最低賃金を過去最大の84円引き上げ、980円とするよう徳島労働局長に答申しました。採決の結果、労使ともに一部反対はありましたが、目安額に34円（全国一の引き上げ額）を加えた980円となりました。令和6年10月1日に決定し、11月1日より適用されます。

10月1日には、徳島労働局と徳島県から当協会を始め各経済団体等に対し、最低賃金および賃金引き上げに関する支援策の周知について、協力要請がありました。

◆全国の地域別最低賃金は以下の通りです。（ランク別）

（単位：円）

ランク別	2023年度	2024年度	引上げ額	ランク別	2023年度	2024年度	引上げ額		
都道府県名	最低賃金額	最低賃金額		都道府県名	最低賃金額	最低賃金額			
A	埼玉	1,028	1,078	50	B	奈良	936	986	50
	千葉	1,026	1,076	50		和歌山	929	980	51
	東京	1,113	1,163	50		島根	904	962	58
	神奈川	1,112	1,162	50		岡山	932	982	50
	愛知	1,027	1,077	50		広島	970	1,020	50
	大阪	1,064	1,114	50		山口	928	979	51
B	北海道	960	1,010	50	徳島	896	980	84	
	宮城	923	973	50	香川	918	970	52	
	福島	900	955	55	愛媛	897	956	59	
	茨城	953	1,005	52	福岡	941	992	51	
	栃木	954	1,004	50	C	青森	898	953	55
	群馬	935	985	50		岩手	893	952	59
	新潟	931	985	54		秋田	897	951	54
	富山	948	998	50		山形	900	955	55
	石川	933	984	51		鳥取	900	957	57
	福井	931	984	53		高知	897	952	55
	山梨	938	988	50		佐賀	900	956	56
	長野	948	998	50		長崎	898	953	55
	岐阜	950	1,001	51		熊本	898	952	54
	静岡	984	1,034	50		大分	899	954	55
	三重	973	1,023	50		宮崎	897	952	55
	滋賀	967	1,017	50		鹿児島	897	953	56
	京都	1,008	1,058	50	沖縄	896	952	56	
	兵庫	1,001	1,052	51	全国加重平均	1,004	1,055	51	

徳島県経営者協会
会長 林 香与子 殿

最低賃金及び賃金引上げ関係支援事業の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府における最重点課題として、長らく続いたデフレから完全に脱却して、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行し、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指しております。

また「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）においては、「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資も支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」等と示されました。

こうしたことを踏まえ、令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会答申において目安額が示され、徳島地方最低賃金審議会においては、上記の閣議決定に配慮し、最低賃金に対する様々なご意見を参考にして、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金について議論が尽くされたところです。その結果、徳島県最低賃金は、本年11月1日より84円引き上げ、時間額980円に改正決定することといたしました。

また、中央及び徳島の最低賃金審議会において、政府方針にある最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の強化、実効性ある取組の実施が強く要望されたところです。

こうした状況を踏まえ、徳島労働局では、管下の労働基準監督署及びハローワークも含め当局の総力を挙げ、徳島県を始めたとして関係行政機関とも緊密な連携を図りつつ、改正された最低賃金額及び各種支援施策の周知等に全力で取り組んでまいります。

各種支援施策のうち、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部（最大600万円）を助成する「業務改善助成金」につきましては、特に、徳島県最低賃金が改正される11月1日より前に申請していただければ、賃金の引上げに課題を抱え



竹中徳島労働局長と林会長

る事業主にとって、大変有効に活用していただくことができます。

また、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに収入増加の取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成する「キャリアアップ助成金・社会保険適用時処遇改善コース」は、年収の壁のため就業調整を図ることが想定される労働者の処遇改善や人手不足の解消につながることも、令和6年10月の社会保険の適用拡大への対応としても活用していただくことができます。

つきましては、改正された徳島県最低賃金、業務改善助成金等支援施策について、傘下の企業等への周知等に関し、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、徳島県においては、「業務改善助成金」に県独自の上乗せ助成を行い、助成上限額までは、事業者の実質負担なしで設備投資を行うことができ、持続的な賃上げを促進する制度を設けているほか、「業務改善助成金」及び「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」を対象に、社会保険労務士による申請代行等に要した経費を支援しているところです。

さらに、現在開会中の県議会9月定例会においても、賃上げに資する事業について御議論いただいているところです。

つきましては、本県施策の周知等についても、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月1日



徳島労働局長 竹中 郁子



徳島県生活環境部長 勝川 雅史



徳島県最低賃金が 改正されます！ ご確認ください！

現行の時間額 **896**円



改正後の時間額

980

円

【効力発生予定日】令和6年11月1日

徳島県で働くすべての人に適用があります。
なお、一部の製造業には、特定最低賃金が適用されます。



改正前の
申請がおすすめです！

業務改善助成金のご案内

生産性を向上させる設備投資と賃金引上げを同時に行う **チャンス** です！

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円

申請期限：令和6年12月27日 事業完了期限（令和7年1月31日）があります。

【制度のお問い合わせ先】

設備投資等により生産性向上を行う予定がある場合、
まずは、業務改善助成金コールセンターまでご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-366-440

（受付時間 平日8:30～17:15）

参考ウェブサイト

業務改善助成金

最低賃金特設サイト



令和6年度「労働法実践セミナー」 「人事・労務担当者基礎研修」を終了

「人事・労務担当者基礎研修」は全5回に充実し、高木啓治特定社会保険労務士より人事・労務担当者に求められる基本事項について、実務に生かせる基礎知識を整理し、法改正に対応した事務対応の詳細な講義がありました。4月から毎月開催し、8月28日（水）に終了しました。

「労働法実践セミナー」は、5月に『寺前総合法律事務所の岡崎教行弁護士』による「トラブルを拡大させない実践的な初期対応」、7月に『杜若経営法律事務所の向井蘭弁護士』による「自覚なきハラスメントを防ぐ！チェックリスト等を用いたパワハラ・セクハラ等予防・対応実務」、9月に『弁護士法人淀屋橋・山上合同の渡邊徹弁護士』による「新しい時代の働き方と労働時間」、11月に『咲くやこの花法律事務所の西川暢春弁護士』による「メンタルヘルス不調にまつわるトラブルの円満解決の実践的手法」について、労働判例から見た労務管理の留意点や関連法改正など、詳細な講義がありました。

次年度も、これまでの両セミナーの内容ならびに参加者のご意見等を十分に考慮し、創意工夫を凝らし開催する予定ですので、引き続き積極的なご参加をお願いいたします。



講師：岡崎教行弁護士



講師：向井蘭弁護士



講師：渡邊徹弁護士



講師：高木啓治特定社会保険労務士

令和6年度受託事業実施状況について

徳島県経営者協会が令和6年度に受託した事業の実施状況は次のとおりです。

1. 障がい者雇用企業連携推進事業 [徳島県]

2. 障がい者への多様な就労機会創出支援事業 [徳島県]

目 的	<p>企業の障がい者雇用にあたって企業相談コーディネーター（相談支援員）や専門相談員が関係支援機関との連携や先進企業との情報交換、支援学校の訪問・交流等を通じて課題を解決するとともに、職場体験実習の支援を行うことで、より多くの障がい者雇用を実現することを目的とする。</p>	
内 容	事業所への訪問等の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への訪問等により障がい者雇用に関する情報を提供するとともに雇用状況等の実情を把握する（訪問等事業所数200社程度） <li style="padding-left: 20px;">延べ訪問等事業所件数 196件99社 <li style="padding-left: 20px;">延べ関係先訪問等件数（含む訪問等事業所数）253件 <li style="padding-left: 20px;">相談内容報告件数 410件
	情報交換会・ミニ講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・池田支援学校美馬分校において企業情報交換会を開催 [R6.9.12]（参加者 11社 16名） <li style="padding-left: 20px;">企業間で障がい者雇用の現状報告と情報交換の実施 ・みなと高等学園において企業情報交換会を開催 [R6.9.19]（参加者 13社 20名） <li style="padding-left: 20px;">企業間で障がい者雇用の現状報告と情報交換の実施 ・講演会を開催 ① [R6.4.9] と② [R6.9.19] <li style="padding-left: 20px;">「発達障がいの理解と支援」 講師：徳島県発達障がい者総合支援センターハナミズキ 地域支援・連携担当 早瀬美和子氏 （参加者 ①12社12名 ②13社20名）
	各種イベントの広報・参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度徳島県特別支援学校進路担当者連絡協議会へ出席し受託事業説明、連携強化と支援協力依頼及び情報交換・収集 [R6.4.23]（出席者24名） ・令和6年度障がい者雇用を右上がり企業ネットワーク会議の総会及び研修会へ参加し情報交換・収集 [R6.8.29]（40機関 53名参加） ・精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座に参加し情報交換・収集 [R6.9.25] ・とくしま障がい者就職面接会へ参加し受託事業の説明と情報交換・収集 [R6.9.25]（参加企業34社）
	先進企業、支援学校等の見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・池田支援学校美馬分校の学校見学会を開催 [R6.9.12] <li style="padding-left: 20px;">生徒2名による学校紹介の後、先生引率により校内を見学する（参加者11社16名） ・みなと高等学園の学校見学会を開催 [R6.9.19] <li style="padding-left: 20px;">先生引率により校内を見学の後、進路指導担当教諭より学校概要の説明を聞く（参加者13社20名）

3. コンプライアンス経営定着推進事業 [徳島県]

目 的	県内事業者における実効性の高い内部通報制度の整備・運用を推進するため、内部通報制度に関する企業の内部通報窓口設置の他、内部通報制度に関する研修会の実施や、制度運用の実効性向上に向けた支援を行う。	
内 容	制度の実効性向上に向けた事業者への支援	<ul style="list-style-type: none">・義務化対象66事業者を訪問し、ヒアリングにより整備・運用状況を確認 [9月末 45事業者訪問確認済]・支援ツールを用いた助言・評価認証制度の紹介・研修ツール（動画）の活用など
	研修会の開催	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者向け研修会 [7/11開催 42名参加]・実効性のある運用に向けての研修会 [9/12開催 33名参加]・企業に出向いてのコンプライアンス研修会 [8/28開催136名参加]・調査担当者向け研修会など

一般社団法人徳島県トラック協会からの要請

7月16日(火)、一般社団法人徳島県トラック協会から経済4団体に対し、「物流の2024年問題」施策及び運賃交渉に対する理解と協力について要請がありました。

業界の現状は、物価の高騰、燃料価格の高止まりに加え、本年4月から適用されたドライバーの時間外労働の上限規制と改正改善基準告示等への対応など、非常に厳しい状況が続いています。

トラック輸送は、県民の暮らしや産業活動等において、なくてはならないものとなっているところですが、少子化の影響とも相まって担い手不足が顕著になり輸送サービスに支障を来すことが懸念されています。

今後もトラック輸送が必要不可欠な事業として、皆様の輸送ニーズに的確に応えるためにも「物流の2024年問題」施策及び適正な運賃・料金の収受に向けた運賃交渉に対する理解と協力を求められました。

当協会では、国・県・経済団体等とパートナーシップ構築宣言を行い、適切な価格転嫁や労務費の転嫁が促進できるよう取り組んでいるところです。

物流は経済発展の根幹であるとの認識のもと、会員企業様におかれましては「標準的な運賃」の趣旨を理解し協力いただきますようお願いいたします。

徳ト協発第47号
 令和6年7月16日

徳島県経営者協会
 会長 林 香与子 殿

一般社団法人徳島県トラック協会
 会長 湯浅 泰介

「物流の2024年問題」施策及び運賃交渉に対する
 ご理解とご協力について（お願い）



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、県民の暮らしや産業・経済活動を支える公共輸送サービスの担い手とし、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力を続けています。

直近の業界の現状は、物価の高騰、燃料価格の高止まりに加え、本年4月からスタートしたドライバーに対する残業規制と改正改善基準告示等への対応など、過去に類を見ない非常に厳しい経営状況が続いています。少子化の進行に加え、ドライバーの働く時間が短くなることによるドライバー不足はますます深刻となり、野村総合研究所の新たな推計では、2030年度徳島県では42%のドライバーが不足すると発表されたところです。

そのような中、私どもトラック運送事業者は、荷主や消費者の皆様にご不便をおかけしないように、法令を遵守しながら輸送の効率化や輸送計画の見直しなどを行ない、ドライバーの健康保持、労働環境の改善を図ろうとしているところです。

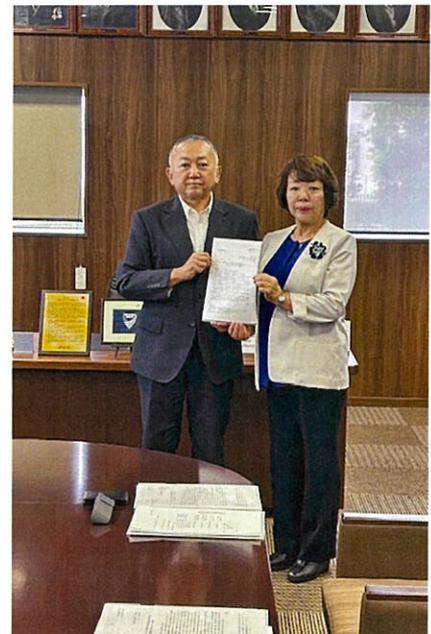
しかしながら、その原資でもある運賃はなかなか適正な価格には至らず、最近では事業継続を断念し、廃業やM&Aという話も聞くようになりました。

つきましては、今後もトラック輸送が必要不可欠な事業として、荷主や消費者の皆様への輸送ニーズに的確に応えるためにも、「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」などの「物流の2024年問題」施策及び適正な運賃・料金の収受に向けた運賃交渉に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【参考資料】

- ◆「標準的な運賃」と徳島起点の主要都市早見地図A4版（令和6年3月22日告示）
- ◆荷主の皆様 トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました（パンフレット）
- ◆トラックドライバーの新しい労働時間規制が始まります！（パンフレット）
- ◆「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント



徳島県トラック協会湯浅会長と林会長

健康づくり推進活動への功績に対して 徳島県知事から表彰状が贈られる [株式会社 マルハ物産]

9月10日（火）、株式会社マルハ物産は、多年にわたり従業員の健康づくりに積極的に取り組み健康増進に寄与した功績に対し、健康づくり推進活動功労者「企業部門」として、令和6年度健康を考える県民のつどいで、徳島県知事から表彰されました。

これは、健康診断受診率、喫煙スペース、インフルエンザ予防接種費用支援、スポーツ大会活動等が評価されたようです。



健第 628 号
令和 6 年 8 月 5 日

株式会社マルハ物産
代表取締役会長 林 香与子 殿

徳島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

健康づくり推進活動功労者知事表彰について（通知）

日頃は、本県の保健衛生行政に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、「令和6年度健康を考える県民のつどい」の開催に当たり、貴社を健康づくり推進活動功労者「企業部門」として表彰することに決定しましたので、お知らせします。
つきましては、次のとおり表彰式を行いますので御案内いたします。
なお、表彰式出席に要する費用は負担いたしませんので、あらかじめお含みおきください。

- 1 と き
令和6年9月10日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 と ころ
あわぎんホール1階 ホール（徳島市藍場町2丁目14）

※当日は、午後1時までに表彰者受付へお越しください。

お仕事マッチングサイト「あわのわーく」運用登録について

特定非営利活動法人 とくしま障がい者就労支援協議会からのお願いは次のとおりです。

令和6年11月1日

徳島県経営者協会

会員各位

特定非営利活動法人

とくしま障がい者就労支援協議会

理事長 濱田 昌義

(公 印 省 略)

「令和6年度就労施設受注力アップ事業」

お仕事マッチングサイト「あわのわーく」の運用登録について（お願い）

謹啓

紅葉の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、当協議会にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会は、徳島県内にある障がい者就労支援施設で働く障がい者の生活の安定と自立を支援するため、工賃（賃金）向上を目指し、共同受注窓口として官公庁、民間からの仕事の受注を行い、障がい者就労支援施設へ仕事の発注を行う窓口として活動しております。

そのような取り組みの成果もあり、現在、徳島県における障がい者就労支援施設（就労継続支援B型）の全国平均工賃は、全国1位（22,361円/月）となっております。

ただ、働く障がい者が経済的自立を果たすためには、より一層の工賃（賃金）向上が必要であり、官公庁はじめ、民間企業からの仕事の発注についてもさらなる連携の拡大が重要と考えております。

そこで、この度企業様との連携をより強化し、仕事の発注促進が図れるよう、受注システムを兼ね備えたお仕事マッチングサイト「あわのわーく」の運用を開始しております。

本サイトを活用いただくことで、依頼したい仕事の内容に合わせて、適切に仕事を行う障がい者就労支援施設を選定して、仕事のマッチングができるシステムとなっております。

運用開始にあたりまして、事業の趣旨をご理解いただき、連携をさせていただける登録企業として、ご登録いただきたく、ご案内申し上げます。

また、本事業は障がい者福祉の増進に貢献いただけますと共に、企業活動の継続に障がい者の方がお役に立てることを願っております。どうぞよろしくお願い致します。

謹白

わたしたちに
できるお仕事
お任せください。

仕事で
役に立ちたい

できる仕事
色々あります

わかることが
たくさん...

解決します!

詳しくは中をご覧ください。

あわのわーくは
徳島県の障がい者就労支援施設で
働く障がい者の方々の「しごと」
や「くらし」のサポートを目的と
して設立された“特定非営利活動
法人とくしま障がい者就労支援協
議会”が運営しています。

仕組み

- 1 仕事の発注
- 2 適切な障がい者施設を選定
- 3 紹介

企業・個人 → 障がい者施設

マッチング・契約

お問い合わせ先
orders@npo-tokushima-jusan.com
あわのわーく
https://arunjo.com/awano-work/

運営主体
特定非営利活動法人
とくしま障がい者就労支援協議会
088-602-7560

お仕事マッチング
オンラインサービス

はじめまして
あわのわーく
と申します。

このお仕事
障がい者施設に
頼めないかな?

少しからでも
頼めるのかな?

こんな仕事、
頼めないかな?

知りたいことが
たくさん...

そのお悩み

あわのわーく

あわのわーくとは、
企業と障がい者施設をつなげ、
お仕事のマッチングをするための
オンラインサービスです。

お仕事の内容にあわせて、
適切な障がい者施設を
“あわのわーく”にてご紹介するので、
安心してお仕事を任せることができます。

マッチングの流れ

- 1 依頼内容等登録
- 2 仕事を受理・紹介
- 3 マッチング
- 4 お仕事開始
- 5 お仕事完了

印刷、パソコン作業、お掃除、贈答品

●企業・個人 ●あわのわーく ●障がい者施設

まずは登録 簡単4ステップ

- STEP 1 QRを読み取るか「あわのわーく」で検索
登録情報の入力・確認
- STEP 2 お客様情報の入力・申請
必要項目の入力・申請
- STEP 3 確認連絡
申請後、あわのわーくからご連絡いたします。
- STEP 4 申請通過後サービス利用開始
依頼したいお仕事の情報の入力・確認

マッチングからお仕事完了まで、あわのわーくが責任をもってサポートいたします。

そのお仕事は障がい者の自立、工賃(賃金)向上に貢献します!

お仕事依頼はこちらから
https://arunjo.com/awano-work/

徳島県奨学金返還支援制度「助成候補者」募集について

1 趣旨

若者の県内就職の促進と人材の確保をはかるため、日本学生支援機構等の奨学金を借りた大学生等が、県内事業所に一定期間就業した場合に奨学金の返還を支援します。

2 企業の皆様へ

大学生等の県内事業所への就職促進のため、求職者や内定者等へ周知くださいますよう、お願いします。(既に就労されている方は、募集対象外です)

3 助成概要



徳島で働きたい皆さんの
奨学金の返還を支援します！

最大100万円

※学校種別等により金額は異なります

募集対象者

県内事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く。)のうち

- ①令和6、7年度に大学等を卒業予定の方
- ②既卒者で県外在住 (R6.8.1時点)の30歳まで (R7.4.1時点)の方

↓詳しくはこちら↓
徳島県HP

募集期間

令和6年12月20日まで ※消印有効

応募方法

「電子申請」または、「簡易書留」での郵送により申請してください

助成金額

学校種別	助成金額(割合)
大学、大学院、高専	①無利子奨学金借受総額の1/2【上限100万円】 ②有利子奨学金借受総額の1/3【上限70万円】
短大	無利子奨学金借受総額の1/2【上限50万円】
専修学校専門課程	無利子奨学金借受総額の1/2【上限80万円】

※既卒者は、借受総額に上記割合を掛けた金額と、返還残額のいずれか少ない額

助成方法

大学等を卒業後、県内事業所で3年以上就業した場合、就業4年目から8年目までの5年間、奨学金の返還を支援します

※イメージ<助成額が100万円の場合>



(お問合せ先)

徳島県こども未来部 こども未来政策課

☎ 088-621-2787

平日8:30~17:15

E-mail henkan@pref.tokushima.lg.jp

第 48 回会員親睦ゴルフコンペを開催

会員相互の親睦と健康増進を深めることを目的に「会員親睦ゴルフコンペ」を開催しております。第 48 回の今回は、9 月 21 日（土）に「タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部」において、6 組 21 名の参加で開催されました。

当日は、残暑の厳しい天候でしたが、実力を如何なく発揮されました川野弘一郎様が優勝の栄冠に輝かれ、優勝賞品と優勝キャップ（帽子）が贈呈されました。

なお、本大会開催にあたりタカガワ東徳島ゴルフ倶楽部様から商品の提供を頂いております。ありがとうございました。

◆ 結 果 報 告 ◆

優 勝	川 野 弘一郎 様	(徳島県信用保証協会)
準優勝	藤 本 義 弘 様	(徳島トヨタ自動車株)
3 位	柿 内 慎 市 様	(株徳島大正銀行)

次回開催が決まり次第にご案内させていただきますので、多数のご参加をお待ちいたしております。



柿内名誉会長から優勝賞品を受け取る川野氏



令和6年夏季賞与妥結状況

徳島県経営者協会							
調査所	集計日			令和6年	令和5年		
徳島経協	10月16日	徳島経協 会員 168社	基準内賃金	総平均 47社			
			278,406円	522,794円 (1.88%) (1.88ヵ月)	513,163円 (1.88ヵ月)		
		うち 有効回答 47社	年齢	製造業 21社			
			43.2歳	478,577円 (4.45%) (1.78ヵ月)	458,193円 (1.78ヵ月)		
		勤続年数	非製造業 26社				
			14年 1ヵ月	558,507円 (0.17%) (1.95ヵ月)	557,561円 (1.96ヵ月)		
日本経団連 (大手)	第1回 7月12日	244社 うち 有効回答 97社	総平均 (97社)	983,112円 (4.31%) [837,948円 (3.03%)]	942,459円 [813,319円]		
			製造業 (84社)	1,001,780円 (3.52%) [823,449円 (2.94%)]	967,688円 [799,936円]		
			非製造業 (13社)	952,249円 (6.79%) [931,639円 (3.54%)]	866,423円 [899,791円]		
	最終 8月7日	244社 うち 有効回答 156社	総平均	156社 941,595円 (4.23%) [850,242円 (2.90%)]	161社	903,397円 (0.47%) [826,240円 (0.31%)]	
			製造業	120社 986,369円 (3.55%) [846,755円 (2.13%)]	127社	952,574円 (3.50%) [829,126円 (0.42%)]	
			非製造業	36社 836,150円 (7.57%) [861,869円 (5.69%)]	34社	777,293円(△6.24%) [815,462円(△0.02%)]	

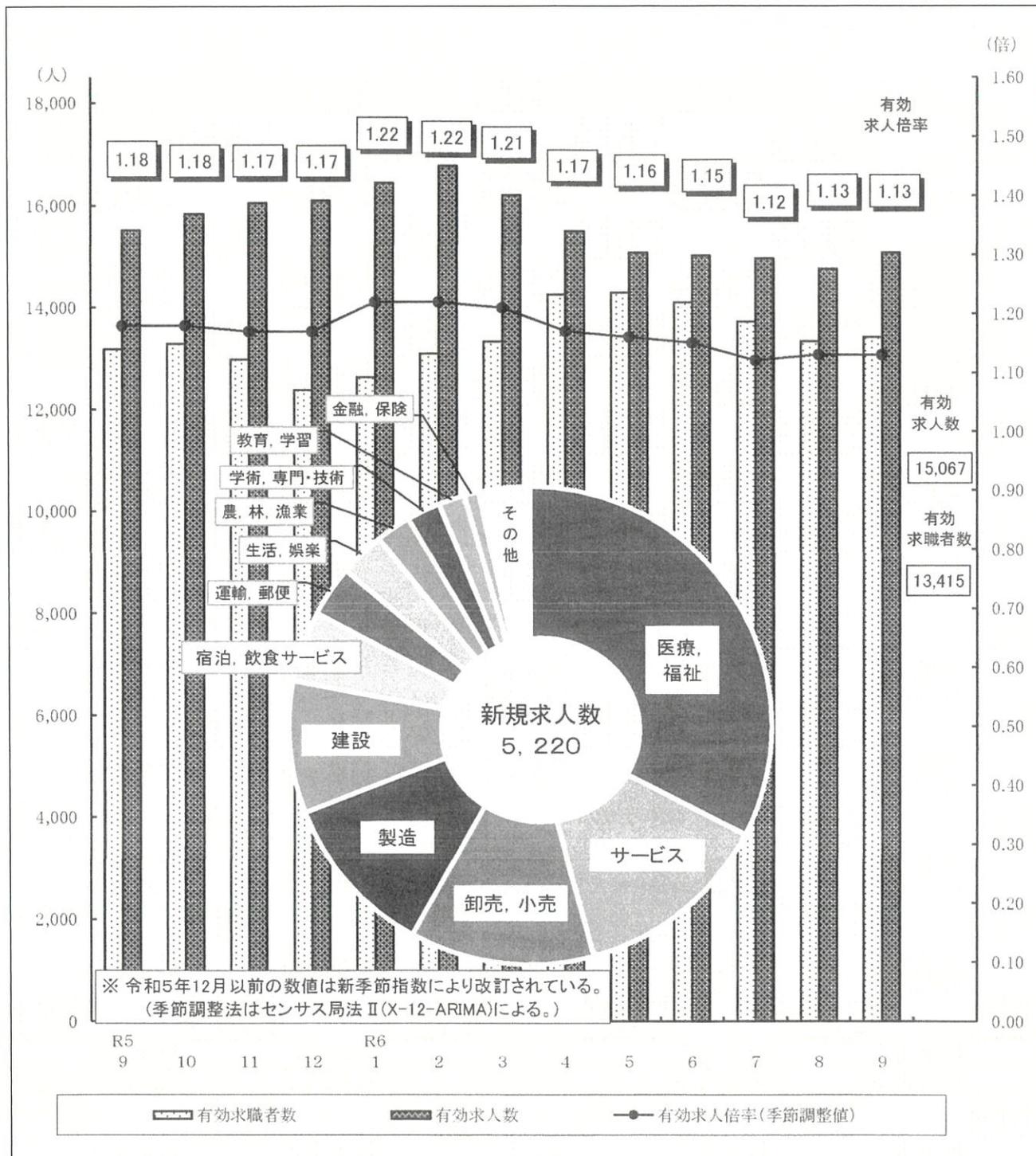
徳島県経営者協会
(注) 1) 有効回答件数47社(…有効回答率28.0%)
2) 調査集計結果は、同一企業による単純平均
3) 増減率の△印はマイナスを示す

日本経団連(大手企業)第1回集計
(注) 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社
2) 20業種121社(49.6%)の妥結を把握しているが、うち24社は平均額不明などのため集計より除外
3) 平均欄の()内は一社あたりの単純平均
4) 集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
5) 2023年の妥結額は、2024年の集計企業の数値(同対象比較)

日本経団連(大手企業)最終集計
(注) 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社
2) 22業種163社(66.8%)の妥結を把握しているが、うち7社は平均額不明等などのため集計から除外
3) 平均欄の()内は一社あたりの単純平均
4) 増減率の△印はマイナスを示す
5) 2023年夏季の数値は、2023年8月9日付最終集計結果
6) 最終集計における「増減率(%)」は、前年公表値(最終集計)との比較により算定

労働情報 雇用失業情勢

(令和6年9月)



※ 毎月最新の雇用失業情勢は徳島県経営者協会ホームページ内、関係機関からのお知らせに掲載しておりますのでご覧ください。 URL <https://www.tokushima-keikyo.com>

労働法の基礎 Q & A

相談室 Q&A (1)

人事管理関係

Q

身だしなみ基準を大幅に緩和する場合の留意点

主に接客業を中心とする当社では、従業員一人ひとりの多様性を尊重し、働きがいのある職場環境を目指して、アルバイトを含む従業員における身だしなみ基準の大幅な改定を検討しています。従来、髪型（髪色）やネイル、ひげ、化粧、服装、アクセサリなどに一定の制限を設けていたところ、清潔感が保たれていることを前提に、個人の自由なスタイルを認める内容に変更するものです。ただ、顧客から注意されたり、企業イメージを低下させたりするケースも想定されますので、身だしなみ基準を緩和する場合の留意点や基準と逸脱した者への適切な対応についてご教示ください。

(東京都 N社)

A

身だしなみ基準を緩和する場合、“清潔感が保たれていること”などの前提条件を明確に定めるべき。

逸脱した者への対応は、個別具体的な企業秩序への影響等の検討が必要

回答者 山崎貴広 やまさき たかひろ 弁護士(弁護士法人高井・岡芹法律事務所)

1.身だしなみに対する制限の可否

企業は、企業秩序を維持確保するために、必要な諸事項を規則で定め、あるいは具体的に労働者に指示、命令することができます（富士重工業事件 最高裁三小 昭52.12.13判決 民集31巻7号1037ページ）。

しかし、労働者の服装や髪型等の身だしなみは、もともとは労働者個人が自己の外観をいかに表現するかという労働者の個人的自由に属する事柄であることから、これらに関する服務規律は、事業遂行上の必要性が認められ、その具体的な制限の内容が、労働者の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の限度で拘束力が認められると解されます（郵便事業[身だしなみ基準]事件 大阪高裁 平22.10.27判決 労判1020号87ページ、大阪市[旧交通局職員ら]事件 大阪高裁 令元. 9. 6判決 労判1214号29ページ）。

したがって、企業は、企業秩序定立権の一環と

して、労働者の身だしなみに対する基準を定めることができますが、その権限は、事業遂行上の必要性が認められ、労働者の利益や自由を過度に侵害しない合理的な範囲に限定されることとなります。

2.身だしなみ基準緩和の傾向

近時、ダイバーシティ推進の観点から、身だしなみに関するルールを見直す企業が増えています。例えば、企業によっては、髪色や爪色を一定程度自由化し、制服を廃止するなどの動きが見られるところです。

このような身だしなみ基準の緩和は、社会の多様化と変化する価値観に対応し、人材活用や生産性向上に資するものといえるでしょう。

一方で、身だしなみ基準を緩和することについて、事業の円滑な遂行に一切の懸念がないかといえば、必ずしもそうとはいえません。身だしなみ

基準を緩和した結果、清潔感を損なえば、企業としてのイメージや信用に悪影響を及ぼしかねず、また、態様によっては、業務遂行に支障を来すことや、安全衛生の確保を妨げる事態なども想定されます。

3.身だしなみ基準緩和の留意点

身だしなみ基準を緩和する場合、一度に全面的に基準を撤廃することは避けたほうが無難と考えます。

なぜなら、服務規律は労働者の行為規範であり、これを厳格化することは労働条件の不利益変更に該当し得るところであるため、一度身だしなみを完全に自由化してしまうと、見直しの必要が生じ、再度制限を設けようとしたときには、当該ルールの見直しをめぐる紛争化するリスクがあるからです。

そこで、身だしなみ基準を緩和する際には、①ご質問のように清潔感が保たれていること、②安全衛生が確保できること、③労務提供上の支障を生じさせないこと、④会社の名誉や信用を損なわないことなどといったような前提条件（基準）を明確に定めるとともに、会社がこれらに違反すると判断したときには、一定の制限を行うことがあり旨を定めておくことが肝要といえます。ただし、この条件を定めるに当たっては、上記のとおり、事業遂行上の必要性が認められ、労働者の利益や自由を過度に侵害しない合理的な限度であることが必要となる点には留意すべきです。

また、世間の潮流とは別に、身だしなみ基準を緩和した場合には、違和感や不快感を覚える一部の人が出てくる可能性があることを否定することはできないでしょう。そのため、自社のホームページ等でプレスリリースを出すなどして、ステークホルダーへの理解を求めることも望ましいと考えられます。

4.逸脱した者への対応について

身だしなみ基準から逸脱する者に対しては、何らかの人事上の措置を行うことが検討されますが、身だしなみ基準の設定に当たっては、基準を定めることの合理性と人事上の措置の可否を分けて検討する必要があります。

すなわち、前記郵便事業（身だしなみ基準）事件は、郵便局において、ひげを生やし、頭髪を伸ばして、後頭部で束ねた状態で勤務していた男性従業員が、外貌を不利益に考慮され、マイナスの人事評価に基づく賃金カットと職務担当に関する差別をされ、また、上司からひげを剃るよう執拗に求められたことが違法であるとして、損害賠償請求を求めた事案ですが、裁判所は、男性の長髪とひげを禁止する身だしなみ基準について、「郵政公社が郵政民営化を控え、一般の私企業と同様に、顧客に対する満足度の向上を図り、郵政公社に対するイメージを向上させるための企業努力の一環として行われたものと認められ、これを定める必要性と一定の合理性が認められるというべき」とした1審判決（神戸地裁 平22. 3.26判決 労判1006号49ページ）を維持し、制限の必要性・合理性を一定程度認めました。しかし、一方で、裁判所は、当該事件の事実関係の下、当該基準については「顧客に不快感を与えるようなひげ及び長髪は不可とする」との内容に限定して適用されるべきといった限定解釈を行い、当該従業員の外貌は基準が禁止する男性の長髪とひげには該当しないと判断し、各行為の違法性を認めました。

このように、身だしなみ基準に関しては、基準を定めることに一定の合理性が認められたとしても、人事上の措置の有効性については、各企業の事業内容、労働者が従事する業務内容、当該身だしなみの態様等を考慮して、その限界が決せられると考えられるため、個別具体的な企業秩序への影響等を検討し、慎重な対応を行う必要があるといえます。

労働法の基礎 Q & A

相談室 Q&A (2)

労災・通災関係

Q

気象警報が発令されている状況下で発生した通勤災害について、会社は安全配慮義務違反に問われるか

当社は業務の特性上、急な休みを取ることが難しく、テレワークの実施も困難です。そのため、大雨洪水警報や大雪警報といった気象警報が発令されている状況でも、通勤が可能な場合には従業員に出勤を要請していますが、こうした状況下で通勤災害が発生した場合に、会社は安全配慮義務違反に問われるのでしょうか。

(富山県 S社)

A

特別な事情のない限り、会社が安全配慮義務違反に問われる可能性は低いと考えられる。ただし、通勤災害が客観的に予測し得る特殊な状況下で無理な出勤を要請した場合には、安全配慮義務違反に問われることも考えられるため、リスクを踏まえた対応が必要

回答者 飯塚佳都子 いづか かつこ 弁護士(シティユーワ法律事務所)

1.安全配慮義務とは

まず、労働契約関係における安全配慮義務については、労働契約上の付随義務として、使用者が信義則上負う義務とされており、労働契約法5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と定められています。一般論として、過重労働等のケースとは異なり、通勤中の社員は、会社の指揮命令・監督下ではなく、そもそも予測が困難な自然災害のケースにおいては、使用者の過失が認められる場面は限定的であり、会社の安全配慮義務違反が問われる場面は多くはないと考えられます。

2.「通勤災害」の概念(安全配慮義務と労災の区別)

次に、「通勤災害が発生した場合に」とのことですが、「通勤災害」は労働者災害補償保険法(以下、労災保険法)上、「労働者の通勤による負傷、

疾病、障害又は死亡」と定められており(同法7条1項3号)、自然災害との関係では、例えば、「通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常内在する危険が現実化したものと認められ、通勤災害として労災保険給付の対象となる」とされています(平23.3.24 基労管発0324第1、基労補発0324第2別添1「東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害の考え方」)。労災(通勤災害)と認められるためには、その前提として、労災保険法における通勤の要件を満たしている必要がありますが、その要件を満たせば、使用者の過失とは関係なく労災として認められます。それゆえ労災(通勤災害)の中には、使用者の安全配慮義務違反という過失がある場合とない場合とがあることになります。

3.通勤災害と使用者の過失(予見(回避)可能性)

安全配慮義務の具体的内容は、「労働者の職種、

労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等」によって異なりますが（川義事件 最高裁三小 昭59.4.10判決）、まずは、当該事故の予見可能性があって、その発生を回避する可能性が存したことが責任発生要件となります。

予見可能性について、裁判例は、当該具体的な状況下で、「生命、身体に危害を及ぼす可能性を客観的に予測しうる」ものであり（陸上自衛隊朝霞駐屯地事件 最高裁三小 昭61.12.19判決）、「生命・健康という被害法益の重大性に鑑み、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧」であれば足りる（日鉄鉱業事件 福岡高裁 平元.3.31判決）としています。

また、回避可能性については、「社会通念に照らし相当と評価される措置を講じたにもかかわらずなおかつ損害の発生をみるに至った場合には、結果回避義務に欠けるものとはいえない」（林野庁高知管林局事件 最高裁二小 平 2.4.20判決）と判示しています。

4. 気象警報が発令されている状況で発生した 通勤災害

これらのことを前提に、ご質問のケースについて、本件通勤（通勤が可能な状態であったこと）や職場環境の具体的な状況（業務の特性上、急な休みを取ることが難しく、テレワークの実施も困難な状況）下における、使用者の過失の有無について検討します。

[1] 予見可能性

まず、以下の[図表]のとおり、実際に発令されている気象警報の内容を考慮して、通勤時に災害が発生することが客観的に予測し得るものであったか否かが問題となります。具体的には、気象庁によれば、「重大な災害が発生するおそれが著しく

図表 気象警報・注意報の種類

特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、 <u>重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合</u> 、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。
警報	<u>重大な災害が発生するおそれのあるとき</u> に警戒を呼びかけて行う予報です。
注意報	<u>災害が発生するおそれのあるとき</u> に注意を呼びかけて行う予報です。

資料出所：気象庁ホームページ「気象警報・注意報の種類」

高まっている場合」に「特別警報」を発表するとしていますが、「大雨特別警報」が発表されている状況下で起きた通勤災害であれば、「大雨警報」や「大雨注意報」が発表されている状況よりも予見可能性は肯定されやすく、たとえ上記状況下（通勤可能、テレワーク困難）であったとしても、特別な事情のない限り、使用者の安全配慮義務違反が問われる可能性は高いと考えられます。

[2] 回避可能性

次に、予見可能性が肯定される場面でも、「社会通念に照らし相当」と評価される措置を講じた場合は、安全配慮義務の履行がなされていると評価されると考えられます。急な休みを取ることが難しく、テレワークの実施も困難とのことですので、例えば、あらかじめ把握できる気象情報（予報）を前提とした人員の確保やシフトの設定、さらには当直の手配等、会社としてやるべき措置を尽くした上で、各自が無理のない出社をするよう呼びかけたような場合には、安全配慮義務違反に問われる可能性は低いと考えられます。

このように、自然災害で会社が安全配慮義務違反に問われるケースは一般的には少ないと考えられるものの、実務上は、^{とっさ}の判断を誤らないように、日頃からのリスク管理体制の構築が求められます。

会員名簿の訂正

下記のとおり変更になりますので、ご訂正願います。(敬称略)

【代表者・住所変更】

- (株) STNet 徳島支店 上席理事 支店長 松本 禎之
- (株) エアトラベル徳島 代表取締役会長兼社長 藤田 純
- ネットヨタ徳島(株) 779-3123 徳島市国府町観音寺 130 番地 1

※ 会社名、代表者等のご変更は、経営者協会ホームページ 各種お手続きの変更届にご入力いただくか、直接協会事務局までお知らせ下さい。

お問い合わせ先 経協事務局 (088-625-7701)

業務日誌

11 月

- ◇ 1日 プロフェッショナル人材戦略協議会 (徳島グランヴィリオホテル/専務理事)
- ◇ 3日 文化の日
- ◇ 7日 労働委員会委員相談 (労働委員会事務局/専務理事)
- ◇ 11日 令和6年度第1回徳島県地域職業能力開発促進協議会 (合同庁舎6階/専務理事)
- ◇ 13日 令和6年度第4回労働法実践セミナー (徳島経済産業会館3階会議室/事務局)
- ◇ 15日~16日 第439回労務担当者部会県外企業視察旅行 (兵庫県/労担部会・レディース部会等)
- ◇ 19日 経団連幹事会 (オンライン (Zoom)/専務理事)
- ◇ 21日 第3回リスキングプログラム企画・検討委員会 (徳島大学/平島リーダー)
- ◇ 23日 勤労感謝の日

行事予定

12 月

- ◇ 9日 第1回四国女性活躍フォーラム (第4回阿波女活躍サミット)
(阿波観光ホテル/レディース部会・労担部会等)
- ◇ 11日 正副会長会議・第2回理事会 講演会・交流会
(徳島グランヴィリオホテル/正副会長・会員企業等)
- ◇ 14日 第49回会員親睦ゴルフコンペ (タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部/会員企業等)
- ◇ 17日 経団連幹事会 (オンライン (Zoom)/専務理事)
- ◇ 25日 経団連審議員会 (オンライン (Zoom)/専務理事)

(毎月第2・4木曜日労働委員会定例総会 労働委員会室/専務理事)

※ 事務局年末休暇 (12月28日~1月5日)

※ 経済五団体新年祝賀会 (1月7日) 11:00~ (あわぎんホール大会議室)

転出のご挨拶

前事務局次長 松崎 真也

この度、7月末日をもって徳島県経営者協会への出向が解除になり、(株)徳島大正銀行事務部事務集中センターに勤務することになりました。令和3年8月から3年間、在任中は温かくご指導いただき本当にお世話になりました。

赴任当初はコロナ禍の中で、開催が中止された行事もあり、また、規模が縮小されて開催された事もありましたが、「経済5団体新年祝賀会」の幹事団体として、コロナ対策を工夫しながらの開催、「第三回阿波女活躍サミット」の開催や「淡路島地方創生視察」など、各種活動の計画立案・運営のお手伝いをさせていただきました。長い歴史を有し、地域を代表する経済団体の一つである徳島県経営者協会で、事務局の一員として多くの機会をさせていただきましたことは、一企業においては得ることが出来ない貴重な経験をさせていただきました。林会長はじめ役員各位、会員企業の皆様方と、ご協力いただいた関係者の皆様に大変感謝しております。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、会員企業の益々のご繁栄と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、転出のご挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶

事務局次長 石本 智之

この度、松崎次長の後任として四国電力(株)から出向して参りました石本でございます。約10年前には労務担当者部会に参加させていただいておりましたが、今度は、事務局としてお世話になりますので、何卒宜しく願いいたします。

昨年、10月末で四国電力(株)を定年退職し、再雇用で勤務していましたが、地域を代表する経済団体の一つである本協会で務めさせて頂く機会をいただき、大変身の引き締まる思いです。本協会ならびに会員企業様の発展に少しでもお役に立てるよう、精一杯務めて参ります。

年齢的には若くない新人でございますが、現在の新鮮な気持ちを忘れず一生懸命職務に取り組む所存です。とはいえ、なにぶん不慣れで未熟者でございますので、至らない点が多々あるかと存じますが、前任者同様、皆さまのご指導とご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。



松崎前次長

石本次長

全国47都道府県の求人・人材支援

企業と人材を結ぶエキスパート

産業雇用安定センターは、国及び経済・産業団体の協力により設立された人材の出向・移籍（再就職）の専門機関です。

産業雇用安定センターは厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの緊密な連携のもとに、全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、設立以来約25万人の就職を実現している公的機関です。雇用保険料を財源としているため、ご紹介にかかるサービスは無料です。

6つの
取り組み

「働く」と雇用をサポート

1 離職する従業員の方の再就職をサポート

無料

事業縮小など様々な事情により、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中から再就職活動をサポート



マンガ
再就職支援

2 人材を確保したい企業をサポート

無料

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験など、ご要望をお伺いした上で人材をご紹介

3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

無料

在職者や離職後1年以内の方（60歳以上）で、もっと働きたい方の再就職をサポート。キャリアチェンジ・新しい働き方など様々なセカンドキャリアをご提案



マンガ
キャリア人材バンク

4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

無料

一時的に雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るため、在籍しながら外部の会社などに出向することをサポート

5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

無料

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員の自発的なキャリアアップを希望する出向をサポート

6 研修やセミナーで社員のスキルアップをサポート(有料)

質の高いセミナーをリーズナブルな価格でご提案
新入社員研修やコミュニケーション、コンプライアンス研修など、オーダーメイドで対応

 公益財団法人 産業雇用安定センター 徳島事務所

〒770-0841 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 5階

TEL 088-626-9511 FAX 088-626-9512



～会員拡大についてお願い～

ご案内のとおり、当協会におきましては、今後さらに事業活動を充実、発展させるため、会員増強運動の展開と組織基盤の強化を図っているところであります。これまでも当協会に未加入の優良企業のご紹介をお願い申し上げているところですが、さらに、本活動の実効を高めるために下記の活動を展開いたします。

是非ともご理解ご協力の程どうか宜しくお願いいたします。

記

「1会員1社会員紹介運動」

ご紹介いただいた会員企業様には、当協会会報への広告掲載を無料でさせていただきます。

～徳島経協会報への広告掲載を募集～

当協会会報におきましては、会員企業様に対して当協会関連の活動内容やタイムリーな情報伝達誌として、定期的に発行させていただいております。今後もより会員企業様のお役に立てる情報誌として、内容充実をはかる努力をまいります。

つきましては、新たに当協会会報誌への広告掲載を下記の通り募集させていただきます。

是非ともご理解ご協力の程どうか宜しくお願いいたします。

記

「徳島経協への広告募集」

- 次回発行 … 令和7年1月中目途
- 価 格 … (A4版1ページ：1万円)
(A4版1／2ページ：5千円)



編集発行 徳島県経営者協会
〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館3階 (KIZUNAプラザ)
TEL (088) 625-7701 FAX (088) 625-7898
URL <https://www.tokushima-keikyo.com> E-mail t-keikyo@tokushima-keikyo.com
